

令和5年第3回
川西市教育委員会（定例会）議事日程表

会議日時 令和5年2月14日（火） 午後2時から
場 所 川西市役所 2階 202会議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	報告 第1号	専決報告について（市立加茂小学校北校舎棟及び屋内運動場棟大規模改造工事変更契約について）	
5	議案 第1号	令和5年度川西市一般会計当初予算について	
6	議案 第2号	令和4年度川西市一般会計補正予算について	
7	議案 第3号	学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則の制定について	
8	議案 第4号	市立加茂小学校北校舎棟及び屋内運動場棟大規模改造工事変更契約について	
9	議案 第5号	工事計画の策定及び執行の申し出について	
10		諸報告	

令和5年 第3回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川西市教育委員会

目

次

- 報告 第1号 専決報告について（市立加茂小学校北校舎棟及び屋内運動場棟大規模改造工事変更契約について）
- 議案 第1号 令和5年度川西市一般会計当初予算について
- 議案 第2号 令和4年度川西市一般会計補正予算について
- 議案 第3号 学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第4号 市立加茂小学校北校舎棟及び屋内運動場棟大規模改造工事変更契約について
- 議案 第5号 工事計画の策定及び執行の申し出について

報告第 1 号

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年2月14日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

記

市立加茂小学校北校舎棟及び屋内運動場棟大規模改造工事請負契約の変更に
ついて

専決第 1 号

市立加茂小学校北校舎棟及び屋内運動場棟大規模改造工事請負契約の変更に
ついて

市立加茂小学校北校舎棟及び屋内運動場棟大規模改造工事請負契約の変更に
ついて市長に申し出るにつき、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市
教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により専決した。

令和5年1月27日専決

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

記

市立加茂小学校北校舎棟及び屋内運動場棟大規模改造工事請負契約の変更に
ついて（資料1）

市立加茂小学校北校舎棟及び屋内運動場棟大規模改造工事請負契約の
変更について（資料1）

契約内容

変更契約締結日 令和5年1月27日（市長専決）

工期

変更前：令和4年6月25日から令和5年2月28日まで

変更後：令和4年6月25日から令和5年3月28日まで

（1ヶ月以内の工期延長）

契約金額

変更前：542,300,000円

変更後：537,240,000円（5,060,000円の減額）

変更理由

外壁改修工事において、屋内運動場棟の外壁の既存塗膜の接着力が、設計時想定よりも全面で弱く、全面的に除去し下地からやり直す工程が追加となった結果、工期を延長するもの。

外壁改修工事における補修数量が設計時想定より少なくなったこと等により、契約金額を減額変更するもの。

議案第 1 号

令和5年度川西市一般会計当初予算について

令和5年度川西市一般会計当初予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1項の規定により議決を求める。

令和5年2月14日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

令和5年度における教育委員会関係当初予算を要求する必要があるため本案を提出する。

令和5年度 一般会計当初予算(案) 教育委員会関係歳出

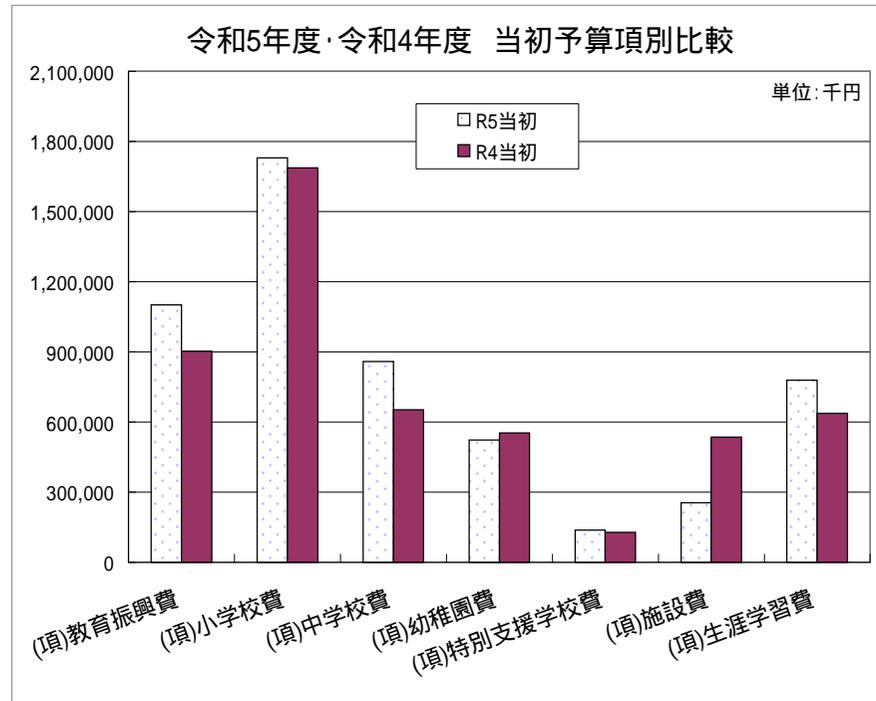
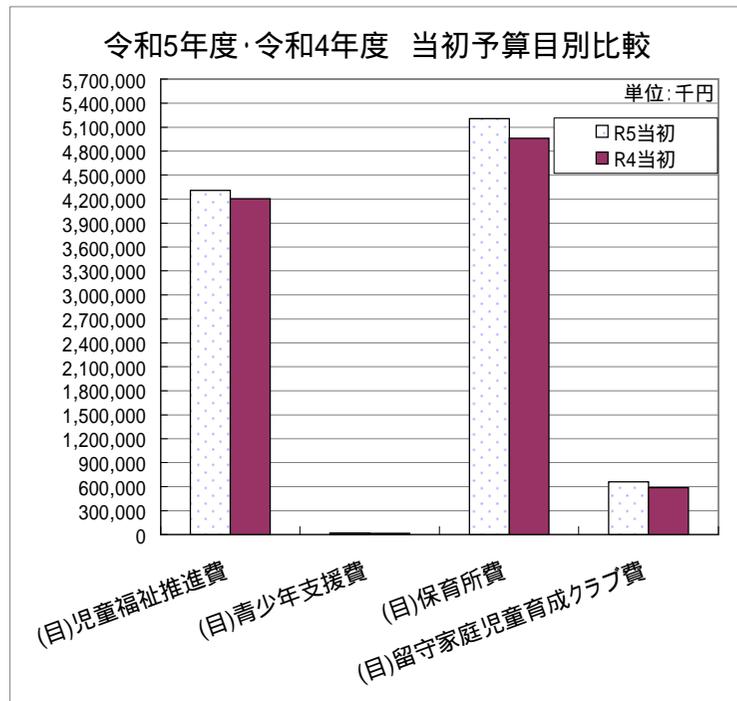
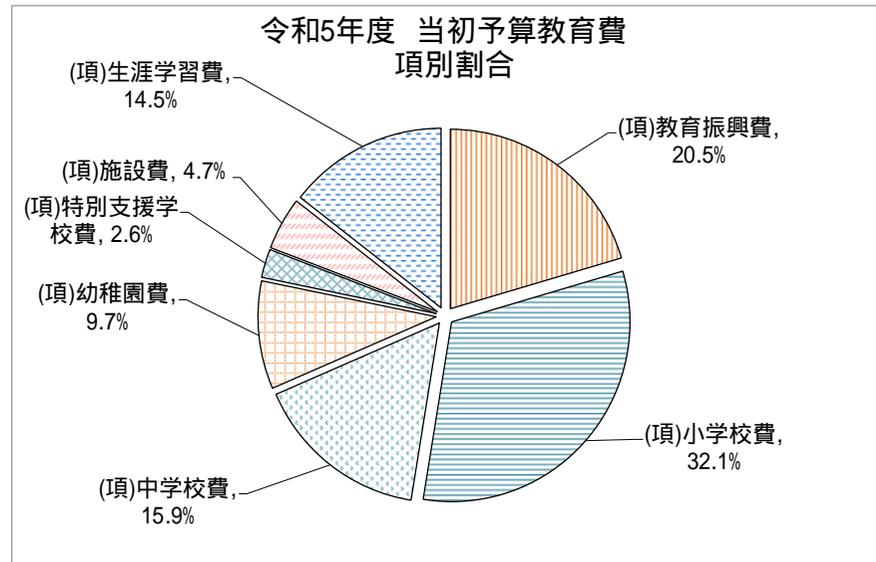
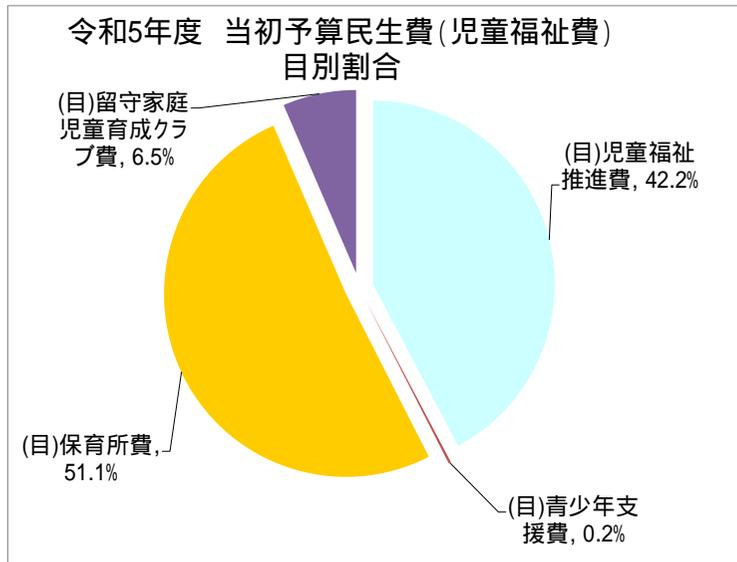
(単位:千円)

費目等	令和5年度当初		令和4年度当初		比較 (A)-(B)	増減率	備考
	予算額(A)	構成比	予算額(A)	構成比			
一般会計総額	56,851,000		58,186,000		1,335,000	2.3%	
教育委員会関係合計	15,583,354	(27.4%) 100.0%	14,864,920	(25.5%) 100.0%	718,434	4.8%	
03 民生費							
03 児童福祉費	10,198,885	65.4%	9,772,868	65.7%	426,017	4.4%	
01 児童福祉推進費	4,307,942		4,202,966		104,976		
02 青少年支援費	20,753		17,409		3,344		
03 保育所費	5,206,580		4,963,259		243,321		
05 留守家庭児童育成クラブ費	663,610		589,234		74,376		
10 教育費	5,384,469	34.6%	5,092,052	34.3%	292,417	5.7%	
01 教育振興費	1,100,901	7.1%	902,059	6.1%	198,842	22.0%	
01 教育総務費	232,711		214,025		18,686		
02 学校教育推進費	868,190		664,633		203,557		
教育振興費	0		23,401		23,401		
02 小学校費	1,728,954	11.1%	1,686,558	11.3%	42,396	2.5%	
01 学校運営費	852,717		822,278		30,439		
02 学校給食費	842,978		821,127		21,851		
03 学校保健費	33,259		43,153		9,894		
03 中学校費	858,382	5.5%	651,381	4.4%	207,001	31.8%	
01 学校運営費	350,023		351,773		1,750		
02 学校給食費	492,908		284,287		208,621		
03 学校保健費	15,451		15,321		130		
04 幼稚園費	523,744	3.4%	552,576	3.7%	28,832	5.2%	
01 幼稚園運営費	520,274		549,024		28,750		
02 幼稚園保健費	3,470		3,552		82		
05 特別支援学校費	138,204	0.9%	127,353	0.9%	10,851	8.5%	
01 学校運営費	117,759		105,897		11,862		
02 学校給食費	19,380		20,394		1,014		
03 学校保健費	1,065		1,062		3		
06 施設費	255,045	1.6%	535,393	3.6%	280,348	52.4%	
01 施設費	255,045		535,393		280,348		
07 生涯学習費	779,239	5.0%	636,732	4.3%	142,507	22.4%	
02 生涯学習推進費	54,987		56,052		1,065		
03 文化財費	203,202		92,517		110,685		
05 公民館費	273,974		309,503		35,529		
06 図書館費	247,076		178,660		68,416		

* 「構成比」の()は「一般会計総額」に占める割合であり、その他は「教育委員会関係合計」に占める割合である。

* 端数処理により各構成比の加算結果と合計が一致しないことがある。

* 施設費は市長部局(施設マネジメント課)が所管している。



生きがい(育つ・学ぶ)

中学生が少人数で授業を受けられる環境整備			
事業	学校教育支援事業	所要経費	2,913万円
担当	教育保育課	予算説明書ページ	230
<p>中学校において、英語・数学の学力定着に向けた少人数授業を受けられる環境づくりとして、新たに8名の教員を配置します。</p>			

市内全小・中学校での校内フリースクール開設			
事業	校内学びの場づくり事業	所要経費	2,826万円
担当	教育保育課	予算説明書ページ	234
<p>市立の全小中学校において、校内フリースクールを運営し、子どもたちに多様な居場所や学びの場を確保します。</p>			

(仮称)生涯学習アカデミーの開設			
事業	生涯学習講座運営事業 公民館運営事業	所要経費	1,670万円
担当	生涯学習課 川西公民館	予算説明書ページ	256 258
<p>多世代が学びあえる新たな生涯学習の場を公民館と一体になって創るために、レフネックや高齢者大学を受け継ぎながら、新たな生涯学習の形として、「(仮称)生涯学習アカデミー」のプレオープンを行います。</p>			

ペアレントトレーニングの実施			
事業	障害児支援事業 家庭児童相談事業	所要経費	200万円
担当	こども支援課 こども若者相談センター	予算説明書ページ	140 142
<p>子どもが健やかに成長できるよう、発達が気になる子どもへの対応やイライラしない子育てのコツを学ぶトレーニングを実施します。</p>			

ICタグを活用した図書館サービスの向上			
事業	図書館運営事業	所要経費	5,029万円
担当	中央図書館	予算説明書ページ	260
<p>ICタグを活用し、自動貸出機等を段階的に導入することで、窓口貸出の時間を短縮します。</p>			

事業名	担当所管課名	概要	所要経費	予算 説明書 掲載頁
子ども・若者未来 計画策定・管理事 業	こども政策課	第2期「(仮称)子ども・若者未来計画」の策定 子ども・若者施策の総合的かつ一体的な推進のため、第2期「(仮称)子ども・若者未来計画」の策定に向けた取り組みを進めます。	508万円	140
留守家庭児童育成 クラブ事業	入園所相談課 教育保育職員課	留守家庭児童育成クラブ開所日の拡充 留守家庭児童育成クラブ利用者の利便性向上のため、年末年始(12月28日及び1月4日)及び入学・卒業式の日にもクラブを開所します。	1,066万円	148
留守家庭児童育成 クラブ事業	入園所相談課	留守家庭児童育成クラブの待機児童対策 留守家庭児童育成クラブの待機児童解消のため、民間クラブの誘致や夏季休業期間中のみみのクラブの開設などを検討し、取組を進めます。	2,527万円	148
幼児教育・保育施 設運営支援事業	入園所相談課	おむつ処分費補助金 保護者及び保育現場の負担を軽減するため、民間保育園等でのおむつ処分に係る備品導入等の費用を令和5年度のみ補助します。	57万円	148
幼児教育・保育推 進事業	教育保育課	支援が必要な子どもをサポートするシステムの導入 支援が必要な子どもの教育・保育支援計画等を作成し、一体的にサポートするシステムを導入します。	663万円	146
家庭児童相談事業	こども若者相談 センター	ヤングケアラーの啓発・支援 ヤングケアラーを早期に発見し、支援を行うため、児童・生徒にカードを配布する等の啓発を行います。	3万円	140
子育て世代包括支 援事業	こども若者相談 センター	子育てコーディネーターの拡充 子育てコーディネーターを新たに2名増員し、妊娠・出産・子育てに関する相談体制を拡充します。	642万円	140
子育て世代包括支 援事業	こども若者相談 センター	産後ケア事業の拡充 産後ケア事業の新たな受け皿を確保し、どの地域でも安心して子育てができるように支援します。	271万円	140
子ども・若者総合 支援事業	こども若者相談 センター	子ども・若者総合相談窓口体制の充実 18歳以降も切れ目のない支援を行うために臨床心理士を増員します。	345万円	144
学校教育支援事業	教育保育課	帰国・外国人幼児児童生徒に対する語学支援 帰国・外国人児童生徒に対する語学支援を就学前の幼児にまで拡充します。	392万円	230

事業名	担当所管課名	概要	所要経費	予算 説明書 掲載頁
地域・学校連携協働推進事業	教育保育課	地域学校協働活動の推進 学校運営協議会を新たに6校に設置し、学校の課題解決に地域と協働で取り組みます。また、地域学校協働本部を新たに1中学校区で設置し、学校活動等の際に地域との協働を推進します。	910万円	232
小学校施設維持管理事業	施設マネジメント課	久代小学校及び加茂小学校へのエレベーター設置 障がいのある児童が、安全で安心して学校生活を送れるように、久代小学校及び加茂小学校にエレベーターを設置するための設計を行います。	600万円	254
小学校施設維持管理事業	施設マネジメント課	明峰小学校へのエレベーター設置 障がいのある児童が、安全で安心して学校生活を送れるように、明峰小学校にエレベーターを設置します。	7,665万円	254
教育ICT推進事業	教育保育課	教育用ネットワーク機器の更新 GIGAスクール推進のため、電子黒板の導入など、教育用ネットワーク機器を更新します。	2,797万円	234
図書館運営事業	中央図書館	子育て世帯のための図書館施設の改修 子育て世代が利用しやすいように、授乳室等を設置します。	505万円	260
文化財事業	生涯学習課	郷土館旧平安邸耐震補強改修等工事 耐震性が低く老朽化が見られる旧平安邸の耐震補強改修等工事を行います。	1億2,160万円 (R6までの総額2億600万円)	258
幼児教育・保育施設運営支援事業 民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業	入園所相談課	民間保育施設等への置き去り防止対策の支援 民間保育施設等での就学前児童の置き去りを防止するため、送迎バスへの置き去り防止センサー等の設置や、GPSを活用した見守りサービス等の導入を支援します。	313万円	令和4年3月補正

議案第 2 号

令和4年度川西市一般会計補正予算について

令和4年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1項の規定により議決を求める。

令和5年2月14日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

令和4年度における教育委員会関係予算について補正する必要があるため本案を提出する。

令和4年度3月補正予算明細書(教育委員会関係分)

(歳入)

(単位:千円)

NO.	款・項(項名)	説明(細節名称)	補正要求額 (は減)	補正等の理由	所属
1	14-2 負担金	保育所入所負担金	6,160	当初予算額より保育料が減収見込みであるため	入園所相談課
2	15-1 使用料	認定こども園保育料	10,494	当初予算額より保育料が増収見込みであるため	入園所相談課
3		留守家庭児童育成クラブ育成料	2,683	市民税所得割非課税世帯の減免に係る育成料の減額が当初予算の見込みよりも減少したこと、また、延長育成料が当初予算の見込みより増加したことに伴う増額。	入園所相談課 (留守家庭)
4	16-1 国庫 負担金	児童扶養手当負担金	19,761	変更交付申請額が決算額となるため減額	こども支援課
5		児童手当負担金	2,507	変更交付申請額が決算額となるため増額	
6		母子生活支援施設入所負担金	7,710	入所者数が当初見込みより少なかったため減額	こども若者相談センター
7	16-2 国庫 補助金	感染流行下における学校教育活動体制整備事業補助金(小学校)	11,700	国の補正予算による新型コロナウイルス感染拡大防止対策の補助金の活用	教育政策課
8		感染流行下における学校教育活動体制整備事業補助金(中学校)	5,625	国の補正予算による新型コロナウイルス感染拡大防止対策の補助金の活用	
9		新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金(幼稚園)	1,000	国の補正予算による新型コロナウイルス感染拡大防止対策の補助金の活用	
10		感染流行下における学校教育活動体制整備事業補助金(特別支援学校)	1,800	国の補正予算による新型コロナウイルス感染拡大防止対策の補助金の活用	
11		特別支援教育児童就学奨励費補助金	1,145	対象児童数が見込みより少なかったため。	就学・給食課(就学)
12		医療的ケア児等総合支援事業費補助金	2,932	補助金の内示額に合わせた減額	こども支援課(育成)
13		保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金	7,350	国の補正予算による新型コロナウイルス感染拡大防止対策の補助金の増額	入園所相談課
14		子育て支援事業新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金	4,000	国の補正予算による新型コロナウイルス感染拡大防止対策の補助金の増額	
15		保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金	3,469	補助金額が確定したことに伴う減額	
16		安全対策事業費補助金	2,853	国の補正予算による保育施設及び留守家庭児童育成クラブに対する送迎バス等への安全装置導入等に係る補助金の増額	
17	留守家庭児童育成クラブ運営事業費補助金	6,952	国の補正予算による市立・民間育成クラブの新型コロナウイルス感染症対策等に伴う補助金の増額	入園所相談課 (留守家庭)	
18	地域子育て支援拠点事業費補助金	1,077	変更交付申請額が決算額となるため減額	こども支援課	
19	利用者支援事業費補助金	1,018	変更交付申請額が決算額となるため減額		
20	新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金	900	国の補正予算を活用するため(次年度へ繰越)		
21	子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金	7,291	交付決定額(昨年度をベースに国が決定)が決算額となるため増額		
22	母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業費補助金	4,181	国の新規事業に係る補助金を活用するため		
23	17-1 県負担金	児童手当負担金	1,084	変更交付申請額が決算額となるため増額	こども支援課
24	母子生活支援施設入所負担金	3,855	入所者数が当初見込みより少なかったため減額	こども若者相談センター	
25	17-2 県補助金	小学校体験活動事業費補助金	1,025	自然学校の宿泊日数が4泊5日から2泊3日に変更になった事により環境体験事業及び自然学校推進事業交付金が減額になったため	教育保育課
26		地域と学校の連携・協働体制構築事業費補助金	2,298	新型コロナウイルス感染症の影響や活動開始初期のため、各校の活動実績が当初見込みよりも少なかったことによる減額	社会教育課
27		地域子育て支援拠点事業費補助金	1,077	変更交付申請額が決算額となるため減額	こども支援課
28		利用者支援事業費補助金	254	変更交付申請額が決算額となるため減額	
29		新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金	900	国の補正予算を活用するため(次年度へ繰越)	
30		母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業費補助金	1,045	国の新規事業に係る補助金を活用するため	

NO.	款・項(項名)	説明(細節名称)	補正要求額 (ーは減)	補正等の理由	所属
31	17-2 県補助金	医療的ケア児等総合支援事業費補助金	1,466	補助金の内示額に合わせた減額	こども支援課(育成)
32		子育て支援事業新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金	4,000	国の補正予算による新型コロナウイルス感染拡大防止対策の補助金の増額	入園所相談課
33		留守家庭児童育成クラブ運営事業費補助金	6,952	国の補正予算による市立・民間育成クラブの新型コロナウイルス感染症対策等に伴う補助金の増額	入園所相談課 (留守家庭)
34	18-1 財産運用収入	建物貸付収入	651	令和4年度より貸付を行っていないため皆減	教育保育職員課
35	22-6 雑入	川西市学校給食会余剰金	48,202	川西市給食事業安定化基金設立のため	就学・給食課(給食)
36		高齢者大学受講料	530	新型コロナウイルス感染症の拡大により、すべての講座を中止したことによる減額	社会教育課
37		児童手当国庫負担金	9,980	令和3年度児童手当国庫負担金精算に伴う追加交付	こども支援課
38		児童扶養手当返還金	1,158	返還額が当初見込みより多かったため増額	
39		川西さくら園就園負担金	3,525	川西さくら園への就園にかかる猪名川町負担金が確定したため	こども支援課(育成)

(歳出)

(単位:千円)

NO	款-項 (項名)	細事業及び費目の名称	補正要求額 (は減)	補正等の理由	所属	
1	3-3 児童 福祉費	市立保育所運営事業 需用費	2,000	市立保育所において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品を購入するため	教育政策課	
2		市立認定こども園運営事業 需用費	2,000	市立認定こども園において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品を購入するため		
3		市立保育所人事管理事業 給料	14,000	フルタイム保育士の配置数が当初見込みより少なかったため減額	教育保育職員課	
4		市立保育所人事管理事業 職員手当等	5,000	フルタイム保育士地域手当等の減額		
5		市立保育所人事管理事業 旅費	9,000	会計年度任用職員通勤費の減額		
6		市立認定こども園人事管理事業 給料	50,000	フルタイム保育教諭の配置数が当初見込みより少なかったため減額		
7		市立認定こども園人事管理事業 職員手当等	20,300	フルタイム保育教諭期末手当等の減額		
8		市立認定こども園人事管理事業 旅費	10,000	会計年度任用職員通勤費の減額		
9		市立留守家庭児童育成クラブ 人事管理事業 報酬	25,887	支援員の配置数が当初見込みより少なかったため減額		
10		市立留守家庭児童育成クラブ 人事管理事業 職員手当等	16,547	支援員の期末手当の減額		
11		市立留守家庭児童育成クラブ 人事管理事業 旅費	11,677	支援員の通勤費の減額		
12		子育て世代包括支援事業需用費	1,200	新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う増額(次年度へ繰越)		こども支援課
13		ファミリー・サポート・センター事業費補助金償還金	222	令和3年度国庫補助金精算に伴う返還金		
14		乳児全戸訪問事業費補助金償還金	223	令和3年度国庫補助金精算に伴う返還金		
15		新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金償還金(妊娠・出産・子育て支援事業)	273	令和3年度国庫補助金精算に伴う返還金		
16		新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金償還金(母子保健衛生費)	1,250	令和3年度国庫補助金精算に伴う返還金		
17		新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費需用費(こども・若者ステーション)	300	新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う増額(次年度へ繰越)		
18		新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金(アステ市民プラザ子育て支援ルーム、TSUNAGARI)	600	新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う増額(次年度へ繰越)		
19		新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金償還金(地域子育て支援拠点事業)	813	令和3年度国庫補助金精算に伴う返還金		
20		新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費需用費(久代児童センター運営事業)	300	(緊急経済対策)新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う増額(次年度へ繰越)		
21		児童手当支給事業償還金	69,159	令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)国庫補助金精算に伴う返還金(事業費42,850、事務費26,309)		
22		児童扶養手当支給事業償還金	10,404	令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯)国庫補助金精算に伴う返還金(事業費8,000、事務費2,404)		
23		ひとり親世帯生活支援特別給付金事業 業務委託料	3,596	派遣業務委託が発生しなかったことによる減額		
24		ひとり親世帯生活支援特別給付金事業 交付金	16,950	対象児童数が当初見込みより少なかったため減額		
25		新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費需用費(児童館運営事業)	300	新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う増額(次年度へ繰越)		
26		障害児支援事業 委託料	2,000	川西さくら園指定管理料の減額	こども支援課 (育成)	
27		幼児教育・保育施設運営支援事業 負担金、補助及び交付金	25,745	国の補正予算による新型コロナウイルス感染拡大防止対策の補助金、送迎バス等への安全装置やこどもの見守りタグ等の導入に係る補助金を交付するため	入園所相談課	

NO	款-項 (項名)	細事業及び費目の名称	補正要求額 (は減)	補正等の理由	所属
28	3-3 児童 福祉費	留守家庭児童育成クラブ事業 需用費	13,200	国の補正予算による市立育成クラブの新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費の増額	入園所相談課 (留守家庭)
29		留守家庭児童育成クラブ事業 工事請負費	858	国の補正予算により、新型コロナウイルス感染症対策のため多田東小学校内育成クラブにおいて、手洗い場等の改修工事を実施することに伴う増額	
30		留守家庭児童育成クラブ事業 負担金、補助及び交付金	6,888	国の補正予算による民間育成クラブでの感染症対策及び送迎用バス等への安全装置導入支援に伴う補助金の増額	
31		子ども家庭総合支援事業 扶助費	12,300	入所者数が当初見込みより少なかったため減額	
32	10-1 教育振 興費	奨学資金事業 貸付金	3,960	新規採用者が募集定員に満たなかったこと等のため	就学・給食課 (就学)
33		要保護・準要保護就学支援事業 扶助費	13,078	対象児童・生徒数が見込みより少なかったため	
34		学校教育支援事業	4,164	新型コロナウイルス感染症感染防止のために発生する修学旅行のキャンセル料が当初見込みより少なかったことによる減額	教育保育課
35		地域・学校連携協働推進事業	1,747	新型コロナウイルス感染症対策の影響や活動開始初期のため各校活動実績が当初見込みより少なかったことによる減額	
36		青少年育成事業委託料	1,374	新型コロナウイルス感染症の拡大等により、放課後子ども教室の一部事業が中止となったことによる減額	社会教育課
37	青少年育成事業負担金、補助 及び交付金	1,080	補助金の交付団体数が当初の見込みより少なかったことによる減額		
38	10-2 小学校 費	小学校運営事業 負担金、補助及び交付金	23,400	市立小学校に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品等を購入するための費用を交付するため	教育政策課
39		小学校教職員人事管理事業 報酬	20,000	会計年度任用職員の配置数が当初見込みより少なかったため減額	教育保育職員課
40		小学校教職員人事管理事業 職員手当等	11,000	会計年度任用職員の期末手当の減額	
41		小学校教職員人事管理事業 旅費	5,000	会計年度任用職員の通勤費の減額	
42		小学校給食運営事業 積立金	48,202	川西市給食事業安定化基金設立のため	就学・給食課 (給食)
43		小学校体験活動事業	1,092	自然学校の宿泊日数が4泊5日から1泊2日に変更になった事による体験活動費の減額	教育保育課
44	10-3 中学校 費	中学校運営事業 負担金、補助及び交付金	11,250	市立中学校に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品等を購入するための費用を交付するため	教育政策課
45		中学校教職員人事管理事業 報酬	6,000	会計年度任用職員の配置数が当初見込みより少なかったため減額	教育保育職員課
46		中学校教職員人事管理事業 職員手当等	4,000	会計年度任用職員の期末手当の減額	
47		中学校教職員人事管理事業 旅費	1,000	会計年度任用職員の通勤費の減額	
48	10-4 幼稚園 費	市立幼稚園運営事業 需用費	2,000	市立幼稚園において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品を購入するため	教育政策課
49		市立幼稚園人事管理事業 給料	4,601	フルタイム幼稚園教諭の配置数が当初見込みより少なかったため減額	教育保育職員課
50		市立幼稚園人事管理事業 職員手当等	1,013	フルタイム幼稚園教諭期末手当の減額	
51	10-5 特別支 援学校 費	特別支援学校運営事業 負担金、補助及び交付金	3,600	特別支援学校に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品等を購入するための費用を交付するため	教育政策課
52	10-6 施設費	学校施設長寿命化・大規模改 修工事請負費	40,570	桜が丘小学校屋内運動場棟外壁等改修工事等における入札差金の減額	施設マネジメント課
53	10-7 生涯学 習費	高齢者大学運営事業報償費	1,370	新型コロナウイルス感染症の拡大により、すべての講座を中止したことによる、講師謝礼の減額	社会教育課
54		高齢者大学運営事業旅費	16	新型コロナウイルス感染症の拡大により、すべての講座を中止したことによる、館外講座に係る講師交通費等の減額	
55		高齢者大学運営事業需用費	83	新型コロナウイルス感染症の拡大により、すべての講座を中止したことによる、消耗品費等の減額	
56		高齢者大学運営事業役務費	26	新型コロナウイルス感染症の拡大により、すべての講座を中止したことによる、通信運搬費の減額	
57		高齢者大学運営事業委託料	459	新型コロナウイルス感染症の拡大により、すべての講座を中止したことによる会場設営作業委託料の減額	
58		高齢者大学運営事業材料及び賃借料	1	新型コロナウイルス感染症の拡大により、すべての講座を中止したことによる、館外講座に係る公用車駐車料の減額	

《繰越明許費補正》

(単位:千円)

NO	項の名称	事業名	金額	補正等の理由	担当課
1	児童福祉費	子育て世代包括支援事業 (感染予防対策経費)	2,400	新型コロナウイルス感染拡大防止対策経費を令和4年度3月補正で計上し、次年度に繰越をするため	こども支援課
2		児童館運営事業 (感染予防対策経費)	300	新型コロナウイルス感染拡大防止対策経費を令和4年度4月補正で計上し、次年度に繰越をするため	
3		子育て応援ギフトカード支給事業 (子育て応援ギフト支給等業務委託)	92,400	3月末での事業完了が困難であることから、次年度に繰り越すため	
4		市立保育所運営事業 (感染予防対策経費)	2,000	国の補正予算に伴って、令和4年度に前倒しで予算計上するため	教育政策課
5		市立認定こども園運営事業 (感染予防対策経費)	2,000	国の補正予算に伴って、令和4年度に前倒しで予算計上するため	
6		幼児教育・保育施設運営支援事業 (感染症対策費、送迎バス等への安全対策)	25,745	国の補正予算による新型コロナウイルス感染症対策補助金、送迎バス等への安全装置やこどもの見守りタグ等導入の補助金においては期間が短いことから、次年度に繰り越すため	入園所相談課
7		留守家庭児童育成クラブ事業 (感染症対策経費、手洗い場等改修工事、送迎バスへの安全対策)	20,946	国の補正予算に伴って、令和5年度に実施予定の業務(新型コロナウイルス感染症対策経費や送迎バス等への安全装置導入支援の補助金)を令和4年度に前倒して予算計上するため	入園所相談課 (留守家庭)
8	小学校費	小学校運営事業 (感染予防対策経費)	23,400	国の補正予算に伴って、令和4年度に前倒しで予算計上するため	教育政策課
9	中学校費	中学校運営事業 (感染予防対策経費)	11,250	国の補正予算に伴って、令和4年度に前倒しで予算計上するため	
10	幼稚園費	市立幼稚園運営事業 (感染予防対策経費)	2,000	国の補正予算に伴って、令和4年度に前倒しで予算計上するため	
11	特別支援学校費	特別支援学校運営事業 (感染予防対策経費)	3,600	国の補正予算に伴って、令和4年度に前倒しで予算計上するため	

《事故繰越補正》

(単位:千円)

NO	項の名称	事業名	金額	補正等の理由	担当課
1	施設費	学校施設長寿命化・大規模改修事業	27,390	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による機器の部材不足により、資材調達に時間を要したため	施設マネジメント課

議案第 3 号

川西市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則の制定について

川西市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和5年2月14日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

学校運営協議会の取扱いを変更するにあたり、規則の一部を改正する必要があるので本案を提出する。

川西市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則

川西市学校運営協議会設置規則（平成31年川西市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（設置）

第3条 教育委員会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、次の学校（以下「対象学校」という。）に協議会を置くものとする。

- (1) 川西市立牧の台みどりこども園
- (2) 川西市立久代幼稚園
- (3) 川西市立多田幼稚園
- (4) 川西市立東谷幼稚園
- (5) 川西市立川西小学校
- (6) 川西市立川西北小学校
- (7) 川西市立多田小学校
- (8) 川西市立多田東小学校
- (9) 川西市立緑台小学校
- (10) 川西市立陽明小学校
- (11) 川西市立清和台小学校
- (12) 川西市立清和台南小学校
- (13) 川西市立けやき坂小学校
- (14) 川西市立東谷小学校
- (15) 川西市立牧の台小学校
- (16) 川西市立北陵小学校
- (17) 川西市立川西南中学校
- (18) 川西市立多田中学校
- (19) 川西市立緑台中学校
- (20) 川西市立清和台中学校
- (21) 川西市立東谷中学校

(22) 川西市立川西養護学校

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第3号資料：川西市学校運営協議会設置規則

(平成31年川西市教育委員会規則第2号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(設置) 第3条 教育委員会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、次の学校(以下「対象学校」という。)に協議会を置くものとする。</p>	<p>(設置) 第3条 教育委員会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、次の学校(以下「対象学校」という。)に協議会を置くものとする。</p>
<p>(1) 川西市立牧の台みどりこども園 (2) 川西市立久代幼稚園 (3) 川西市立多田幼稚園 (4) 川西市立東谷幼稚園 (5) 川西市立多田小学校 (6) 川西市立多田東小学校 (7) 川西市立清和台小学校 (8) 川西市立清和台南小学校 (9) 川西市立けやき坂小学校 (10) 川西市立東谷小学校 (11) 川西市立牧の台小学校 (12) 川西市立北陵小学校 (13) 川西市立多田中学校 (14) 川西市立清和台中学校 (15) 川西市立東谷中学校 (16) 川西市立川西養護学校</p>	<p>(1) 川西市立牧の台みどりこども園 (2) 川西市立久代幼稚園 (3) 川西市立多田幼稚園 (4) 川西市立東谷幼稚園 (5) <u>川西市立川西小学校</u> (6) <u>川西市立川西北小学校</u> (7) 川西市立多田小学校 (8) 川西市立多田東小学校 (9) <u>川西市立緑台小学校</u> (10) <u>川西市立陽明小学校</u> (11) 川西市立清和台小学校 (12) 川西市立清和台南小学校 (13) 川西市立けやき坂小学校 (14) 川西市立東谷小学校 (15) 川西市立牧の台小学校 (16) 川西市立北陵小学校 (17) <u>川西市立川西南中学校</u> (18) 川西市立多田中学校 (19) <u>川西市立緑台中学校</u> (20) 川西市立清和台中学校 (21) 川西市立東谷中学校 (22) 川西市立川西養護学校</p>

川西市学校運営協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）の設置に関し、必要な事項を定める。

(協議会)

第2条 協議会は、川西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び学校（法第18条第3項に規定する学校をいう。以下同じ。）の長（以下「校園長」という。）の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校の運営への参画の促進、連携強化等を図ることにより、信頼関係を深め、学校、保護者、地域住民等が一体となって学校運営の改善や園児・児童・生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、次の学校（以下「対象学校」という。）に協議会を置くものとする。

- (1) 川西市立牧の台みどりこども園
- (2) 川西市立久代幼稚園
- (3) 川西市立多田幼稚園
- (4) 川西市立東谷幼稚園
- (5) 川西市立川西小学校
- (6) 川西市立川西北小学校
- ~~(5)~~(7) 川西市立多田小学校
- ~~(6)~~(8) 川西市立多田東小学校
- (9) 川西市立緑台小学校
- (10) 川西市立陽明小学校
- ~~(7)~~(11) 川西市立清和台小学校
- ~~(8)~~(12) 川西市立清和台南小学校
- ~~(9)~~(13) 川西市立けやき坂小学校
- ~~(10)~~(14) 川西市立東谷小学校

- ~~(11)~~ (15) 川西市立牧の台小学校
- ~~(12)~~ (16) 川西市立北陵小学校
- (17) 川西市立川西南中学校
- ~~(13)~~ (18) 川西市立多田中学校
- (19) 川西市立緑台中学校
- ~~(14)~~ (20) 川西市立清和台中学校
- ~~(15)~~ (21) 川西市立東谷中学校
- ~~(16)~~ (22) 川西市立川西養護学校

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校園長は、法第47条の5第4項の規定により、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 対象学校の校園長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(職員の採用その他の任用に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の学校運営について、教育委員会又は校園長に対して、意見を述べるができる。

2 法第47条の5第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、対象学校の教育目標等に適った教職員の配置に関する事項とする。ただし、個人を特定することはできない。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、当該対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

(住民参画の促進等)

第7条 協議会は、当該対象学校の運営、教育活動について、地域住民等の理解、協力、積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は15名以内とする。

2 法第47条の5第2項第4号に規定する教育委員会が必要と認める者は、次のとおりとする。

- (1) 当該対象学校の教職員（校園長を除く。）
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

（守秘義務等）

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（任期）

第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、連続する任期は5年を限度とする。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項の対象学校でなくなったときは、委員はその身分を失う。

（会長及び副会長）

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長は会議を招集し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

（議事）

第12条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところに

よる。

(会議の公開)

第13条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(適正な運営の確保)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校園長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

3 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第9条の規定に反した場合

(3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 4 号

市立加茂小学校北校舎棟及び屋内運動場棟大規模改造工事請負契約の変更について

市立加茂小学校北校舎棟及び屋内運動場等大規模改造工事請負契約の変更について、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和5年2月14日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

市立加茂小学校北校舎棟及び屋内運動場棟大規模改造工事の施行に関し、令和4年6月16日に委員会の議決を得て契約を締結した工事請負契約の一部を変更するため、本案を提出する。

市立加茂小学校北校舎棟及び屋内運動場棟大規模改造工事請負契約の変更について

契約内容

変更仮契約締結日 令和5年2月2日
(議案として令和5年3月市議会へ上程する)

工期

変更前：令和4年6月25日から令和5年3月28日まで
変更後：令和4年6月25日から令和6年3月29日まで
(1ヶ月を超える工期の変更)

契約金額

変更なし

変更理由

電気設備工事において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、更新予定としていたキュービクルの構成機器の部材不足と納期遅延により、現場への納入及び設置等が当初の工期内で不可能と判明したため、その製作及び現場設置に要する期間を延長するもの。

議案第 5 号

工事計画の策定及び執行の申し出について

工事計画の策定及び執行の申し出について、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和5年2月14日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

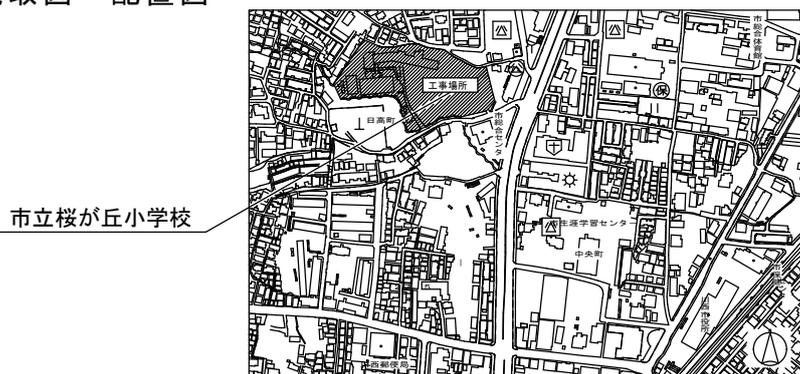
提案理由

市立桜が丘小学校エレベーター設置工事の請負契約を締結するため、本案を提出する。

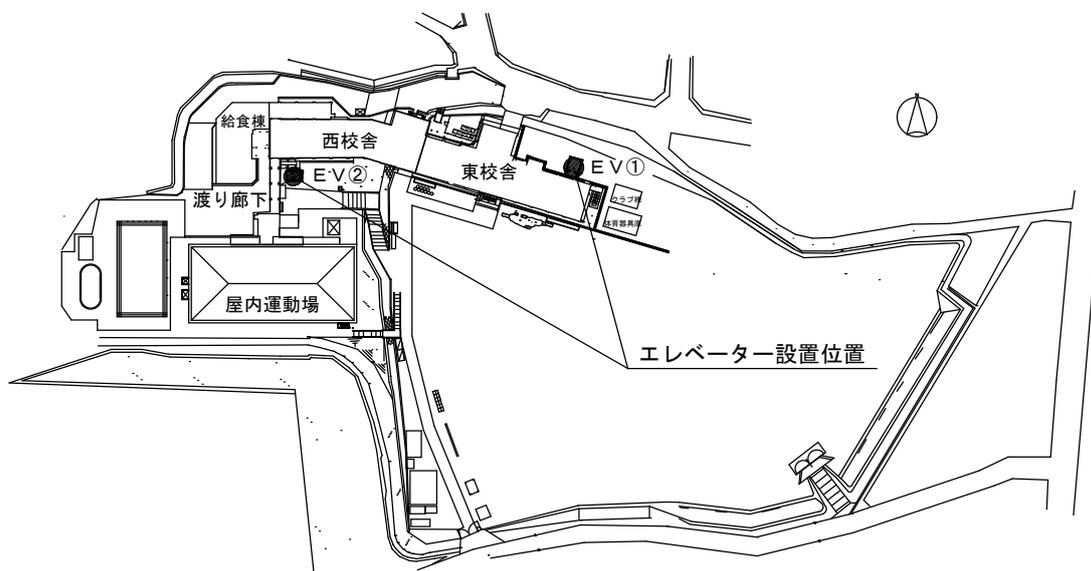
工事計画の策定及び執行の申し出内訳書（別紙）

1. 工事名称 市立桜が丘小学校エレベーター設置工事
2. 工事場所 川西市 日高町 地内
3. 工事内容 EV①：エレベーター（13人乗り、停止階数4） 1基
EV②：エレベーター（13人乗り、停止階数3） 1基
エレベーター棟の増築（RC造 2棟）
それに伴う内装改修（床・壁・天井）、段差解消、電気・機械設備工事
専門工事（空調設備配線・配管移設）
付帯工事（既設物置移設、旧浄化槽撤去）
4. 契約金額 149,327,438円
5. 契約相手方 一吉工業 株式会社
川西市中央町14番23号
代表取締役 和島 将志
6. 工事期間 契約日より令和5年12月28日まで

7. 付近見取図・配置図



付近見取図



配置図

諸 報 告

令和5年2月14日（火）

1. 市立多田小学校の新教育課程について

（教育推進部）